

品川区立総合区民会館指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立総合区民会館

所在地：東京都品川区東大井五丁目18番1号

2 指定管理者候補者

名 称：公益財団法人品川文化振興事業団

所在地：品川区西大井一丁目4番25号

代表者：理事長 中川原 史恵

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 指定管理者候補者の選定および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用にかかる基本方針」および「品川区指定管理者制度活用にかかる指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である公益財団法人品川文化振興事業団を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である公益財団法人品川文化振興事業団は、平成18年からこれまで、品川区立総合区民会館の指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

次期指定期間中の令和4年2月から令和5年1月において品川区立総合区民会館の大規模改修による休館が予定され、この間指定管理者の収益となる利用料収入が見込めないこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当面安定的な運営が難しく新規の指定管理者候補者の応募が見込めないことにより、これまでの実績から特別な状況の対応力があり、継続して適切な施設管理を見込める公益財団法人品川文化振興事業団を指定管理者候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区立総合区民会館指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。候補者による事業計画書の提案説明を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：有識者2名
委員：文化スポーツ振興部長
委員：文化観光課長
委員：施設整備課長
委員：人権啓発課長

6 選定理由

- (1) 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上については、ハードおよびソフト両面の強化、利用者アンケートなどにより利用者ニーズを把握しサービス向上に反映させることなど前向きな提案があった。
- (2) 施設の適切な維持管理については、大規模な複合施設であるという特性を踏まえ、ビル全体の設備管理や警備等各部門による拡大業務会議の開催など連携の行き届いた業務体制、ビル管理組合等関係機関との連携・協力による無駄のない合理的な修繕の実施などの提案があり、経験に裏付けられた安定感を評価した。
- (3) 施設の管理を安定して行う能力として、業務遂行の基本的能力となる経営基盤は公認会計士による事業者経営分析の結果を踏まえて、経営に支障はないと判断した。また、積極的な支出縮減への姿勢が見られた。
- (4) 施設の設置目的を達成するための能力に関しては、区内関係団体と連携した事業展開など、施設の設置目的を理解し達成するための提案があった。
- (5) 大規模改修に伴う休館期間中は地域へ出向くアウトリーチ型の事業を展開するほか、仮事務所を区内他施設に設置し、利用者の不便を最小限にした対応をとるなどの提案があり、難しい状況下でも新しい取り組みを模索しながら挑戦する姿勢を評価した。
- (6) これまでの15年間にわたり培われた質の高い会館運営を引き続き安定的に提供できること、ならびに今後の運営について選定基準に即した提案がなされている。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立体育館の指定管理者の選定について

1. 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立総合体育館
所在地 品川区東五反田二丁目11番2号
- (2) 名 称 品川区立戸越体育館
所在地 品川区豊町二丁目1番17号

2. 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人品川区スポーツ協会
所在地 品川区東五反田二丁目11番2号
代表者 理事長 梅沢 豊

3. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4. 候補者の選定方法および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である公益財団法人品川区スポーツ協会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

公益財団法人品川区スポーツ協会は、平成18年度より3期15年間の指定管理者として安定的に区立体育館の管理運営を行っている。また、構成員および指導者の多くが区民から成る29種目のスポーツ団体が加盟しており、各団体がそれぞれのスポーツ種目について高度で専門的な知識・技術および事業の企画・運営機能を有し、区民による区民のためのスポーツ事業を実践してきている。

これまでの運営実績および区民スポーツの拠点施設であるという区立体育館の地域性を踏まえ、総合的に判断した結果、公募方式によらず現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

5. 審査の経緯

- (1) 「品川区立体育館指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、指定管理者候補者の提案内容について、選定委員会が「品川区立体育館指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、公益財団法人品川区スポーツ協会を指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
 - 委員長 企画部長
 - 委員 有識者 2名
 - 委員 文化スポーツ振興部長
 - 委員 文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
 - 委員 健康推進部健康課長
 - 委員 教育委員会事務局学務課長

6. 選定理由

- (1) 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上については、スポーツ協会・協会加盟団体・民間事業者が連携し、利用者の意見を反映させながら様々な事業を展開していることを評価した。
- (2) 体育館の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減については、日野学園等との定例会等を通じた利用者の安全確保に係る体制整備や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の徹底を図っていること、環境に配慮した管理運営コストの縮減に取り組んでいることを評価した。
- (3) 体育館の管理を安定して行う物的能力および人的能力については、東京 2020 大会において練習会場として使用されることによる収支変動を見込んでいること、緊急時対応体制を整え、研修を通じた職員のレベルアップに取り組んでいることを評価した。
- (4) 体育館の設置目的を達成するための十分な能力については、新規利用者の掘り起こしへの取り組みや各種関係団体との連携状況、東京 2020 大会に向けた機運醸成・終了後のレガシー事業に関する計画や利用率の低い会議室の有効活用の提案などを評価した。
- (5) これまでの 15 年間にわたり培ってきた安定的かつ地域に根差した施設運営について、引き続き安定的に提供できることおよび今後の運営について選考基準に即した提案がなされていることから、基準に沿って審査した結果、総合評価は優れているとの評価がなされた。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立家庭あんしんセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立家庭あんしんセンター
所在地：東京都品川区平塚二丁目12番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会
所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成18年からこれまで、品川区立家庭あんしんセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。この実績を踏まえ、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区子ども未来部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価したうえで、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：企画部長

委員：有識者2名

委員：福祉部長

委員：企画調整課長

委員：子ども未来部長

委員：子育て応援課長

委員：子ども家庭支援センター長

6 選定理由

(1) 母子生活支援施設ひまわり荘の利用者の自立促進に対し、個々の計画に基づく相談・指導や、退所後も関係機関と連携したアフターケアを実施する提案がなされたこと。子育て支援センターの育児支援を目的とした相談事業において、子ども家庭支援センターと連携し、虐待の未然防止・早期発見に取り組むとされていること。

(2) 防災避難訓練の実施や、ヒヤリハット事例の検証、事故発生時の報告、再発防止への取り組みおよび緊急時体制の整備等の提案がなされたこと。

(3) 業務遂行の基本的能力となる経営基盤は、公認会計士による事業者経営分析を踏まえて、経営に支障がなく良好であると判断したこと。

(4) 母子家庭に対する自立支援および子育て家庭に対する育児支援を図るものとして、設置目的を理解し達成するための事業計画が提出されたこと。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立就学前乳幼児教育施設の指定管理者の選定について

1. 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立就学前乳幼児教育施設（ぷりすくーる西五反田）
- (2) 所在地 品川区西五反田三丁目9番9号

2. 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人福栄会
- (2) 所在地 品川区東品川三丁目1番8号
- (3) 代表者 野村 寛

3. 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

※現指定管理者からの変更となることを考慮し、現指定管理者の残存指定期間とした。

4. 候補者の選定方式および理由

現指定管理者である特定非営利法人子育て品川が平成16年から培ってきた保育理念、運営にあたっての知識・技能や、幼保連携など先進的な取り組みについて継続していくため、子育て品川と福栄会の間で、引継ぎおよび現在勤務している保育士等の雇用継続について確認した基本合意書が交わされている。

運営者に連続性が要求されることから、「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募によらず特定の事業者を指定管理者候補者として選定を行うこととし、選定委員会に付議した。

5. 審査の経緯

- (1) 「品川区子ども未来部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 指定管理者候補者選定委員会の構成

- 委員長：企画部長
- 委 員：有識者2名
- 委 員：福祉部長
- 委 員：企画調整課長
- 委 員：子ども未来部長
- 委 員：保育施設調整担当課長

6. 選定理由

- (1) ぷりすくーる西五反田の教育及び保育に関する全体的な計画に基づき、0 歳児から 5 歳児まで年齢発達の特徴を考慮した環境で学びが行えるよう提案がなされたこと。
- (2) 防災避難訓練の実施や、ヒヤリハット事例の検証、事故発生時の報告、再発防止への取り組みおよび緊急時体制の整備などの提案がなされたこと。
- (3) 業務遂行の基本的能力となる経営基盤は、公認会計士による事業者経営分析を踏まえて、経営に支障がなく良好であると判断したこと。
- (4) 保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、設置目的を理解し達成するための事業計画書（案）が提出されたこと。
- (5) これまで16年間にわたり培ってきた乳幼児教育における質の高い保育・教育実績の提供について引き続き安定的に提供できる提案がなされていること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立八潮在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区八潮五丁目10番27号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人品川総合福祉センターは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 利用者の尊厳を守り一人ひとり尊重したケアを方針として利用者中心のサービスが提供されている。また、軽度認知症高齢者支援プログラムに対して積極的に取り組むなど新たな取り組みを行っている。さらに、地域に親しまれる施設運営を実践し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関等との連携を強化していること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立大井在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大井在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区大井四丁目14番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができる判断のため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人品川総合福祉センターは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 本人の有する能力を最大限に発揮できることを目標に、利用者中心のサービスが提供されている。また、相談員業務を充実させ、地域の方により多く利用してもらえるよう利用調整に力を入れて取り組んでいる。さらに、家族との情報の共有化や関係機関等との緊密な連携が図られていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立中延在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立中延在宅サービスセンター

所在地：東京都品川区中延六丁目8番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター

所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号

代表者：理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人品川総合福祉センターは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 利用者の小さな変化を見逃さぬよう観察を行い、個々の利用者に合ったきめ細かな介護サービスの提供に取り組んでいる。また、共生型生活介護事業として、併設の在宅介護支援センター・障害者計画相談支援事業所と協力しながら、地域共生社会の実現を目指していること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立大崎在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大崎在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区大崎二丁目11番1号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができる判断のため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：有識者2名
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人福栄会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 在宅介護支援センターが併設されていることも活かして、利用者の状況に応じた介護サービスを提供している。また、介護予防事業のさらなる充実や、フレイル予防の推進を図っており、多様化する利用者ニーズに応えるため介護保険対象外となる利用者も積極的に受け入れるなど、新たな取り組みを行っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立戸越台在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立戸越台在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区戸越一丁目15番23号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人三徳会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 個々の利用者の希望や介護度に応じたサービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態の把握に努めて家族等への情報提供を適切に行っており、利用者本位のサービスが提供されている。また、その人がその人らしく過ごせる居心地のよい環境づくりに努め、心身機能の維持・向上に資するプログラムを計画的に進めていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立荏原在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立荏原在宅サービスセンター

所在地：東京都品川区荏原二丁目9番6号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会

所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号

代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができる判断のため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人三徳会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 本人や家族の希望と選択を尊重し、個々の利用者の個性に配慮した多様なサービスの提供に取り組み、利用者本位のサービスが提供されている。また、保健センターとの複合施設として、感染症対策等に対するアドバイスなど様々な面で連携強化を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立小山在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立小山在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区小山七丁目14番18号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人三徳会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 重度化防止を図るためADLの維持・向上に焦点を当てサービス提供を展開し、個々のニーズに合わせ、サービスの内容を利用者本人とともに考えながら提供している。また、小規模な集団であることを活かし、家族との緊密なコミュニケーションにより情報の提供と共有化を図るほか地域交流も行っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立月見橋在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区南大井三丁目7番10号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人さくら会
所在地：東京都品川区南大井五丁目19番1号
代表者：理事長 前田 武昭

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人さくら会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人さくら会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができる判断のため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人さくら会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 一人ひとりが役割を持って生きがいのある生活を送ることができるよう、利用者の個性と生活習慣に合わせたサービスの提供に取り組んでいる。また、センター方式を活用するなど利用者本位の適切なアセスメントを行っているほか、介護者交流会における意見交換や介護者教室を通じた家族支援に取り組んでいること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立戸越台特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立戸越台特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区戸越一丁目15番23号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人三徳会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 併設の在宅サービスセンターや在宅介護支援センターと連携し、利用者の心身の負担をできる限り軽減しながら、一人ひとりのニーズにあったサービスの実現に取り組み、また、早めに医療機関と連携し重度化予防に努めている。さらに、利用者懇談会やアンケート調査等を活用して、利用者や家族の要望等の収集・把握に取り組んでいること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立荏原特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立荏原特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区荏原二丁目9番6号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができる判断のため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人三徳会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 利用者一人ひとりの心身の状況に応じたサービス提供に取り組んでいる。また、地域行事へ積極的に参加するほか、保健センターとの複合施設として、感染症対策等に対するアドバイスなど様々な面で連携強化を図っている。さらに、施設セルフチェックシートを用いた業務改善に取り組むなど効率的な施設運営が図られていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立中延特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立中延特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区中延六丁目8番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人品川総合福祉センターは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 利用者選ばれ、支持される施設づくりを目指し、一人ひとりのケアプランに基づいた支援や介護の実践に取り組み、利用者中心のサービスが提供されている。また、認知症の利用者について、センター方式を活用した適切なアセスメントを行っているほか、夜間入浴の実施や看取り介護への対応など、新たな取り組みが認められること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立八潮南特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮南特別養護老人ホーム

所在地：東京都品川区八潮五丁目9番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター

所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号

代表者：理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人品川総合福祉センターは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 利用者に選ばれ、支持される施設づくりを目指しながら、利用者の有する能力を把握し、本人の思いを尊重して力を発揮できるよう支援するなど、利用者中心のサービスが提供されている。また、事故防止、感染予防、褥瘡予防など、必要な取り組み項目ごとに委員会を設置し、施設サービスについて検証していくなど、安全確保や適切な施設運営のための取り組みが認められること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立平塚橋特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立平塚橋特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区西中延一丁目2番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会は、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができる判断のため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：有識者2名
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人三徳会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) ユニットケアの特色を生かし、個別ケアの充実に取り組むとともに、重度化予防にも取り組み、利用者本位のサービスが提供されている。また、職員一人ひとりが役割に応じた能力を発揮できるよう育成計画を策定し、人材育成の環境づくりに努めており、介護機器の導入により職員の負担軽減を図る取り組みも予定され、円滑な施設運営を行える人的体制が確保されていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立八潮南認知症高齢者グループホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム

所在地：東京都品川区八潮五丁目9番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター

所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号

代表者：理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

- (1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

高齢者施設における各サービスにおいては、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容をふまえ、利用者・家族の意思により選択されていることや、継続利用の中で心身状態の変化や医療依存の高まり、特に認知症高齢者の増加など、サービスの質を確保する点において、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、長年安定的な運営・管理を行っており、介護サービスの提供にあたっては、利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して介護サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：有識者2名
委員：福祉部長
委員：都市環境部住宅課長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人品川総合福祉センターは、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。
- (2) 認知症の理解を深め、本人が自らの意思で日々の生活に主体的に取り組むことができるよう働きかけを行っているほか、地域行事に参加し、地域での関係を維持し続けることで、利用者主体の暮らし方の支援の提供に取り組むなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供していること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設
- (2) 所在地 東京都品川区西中延一丁目2番8号

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人三徳会
- (2) 所在地 東京都品川区中延一丁目8番7号
- (3) 代表者 理事長 内野 滋雄

3 指定期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人三徳会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理由

社会福祉法人としてのノウハウを最大限活用し、利用者の多様なニーズに対してきめ細やかな対応ができており、今までの実績および今後の計画について評価した場合、引き続き指定することが合理的と認められる。

また、現行の指定管理者が運営している平塚橋特別養護老人ホームと併設されており、一体的に効率よく運営がされていることから、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：企画部長

委員：有識者2名

委員：福祉部長

委員：子ども未来部子育て応援課長

委員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長

委員：都市環境部住宅課長

6 選定理由

様々なニーズに対応した事業、年に数回の大規模イベントの実施等、利用者や地域住民のつながりが築けるよう積極的な企画を実施している。

また、これらの事業やイベントを通して、相談の受付や他サービスへ案内するほか、管理経費の縮減に向けた努力もなされており、法人のノウハウを活かした多世代事業の実施や適切な施設運営が図られている。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立八潮わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立八潮わかくさ荘
- (2) 所在地 東京都品川区八潮五丁目10番27号

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人品川総合福祉センター
- (2) 所在地 品川区八潮五丁目1番1号
- (3) 代表者 理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理由

社会福祉法人としての専門知識を活用し入居者に対してきめ細やかな対応ができており、今までの実績を評価した場合、引き続き指定することが合理的と認められる。また、現行の指定管理者が運営している在宅介護支援センター等の施設と同一敷地、建物内にあるため高齢者住宅と一体的に効率性よく運営ができることから、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

- 委員長：企画部長
- 委員：福祉部長
- 委員：子ども未来部子育て応援課長

委員：福祉部高齢者福祉課長
委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：都市環境部住宅課長

6 選定理由

入居者が高齢化する中で、ニーズに即した対応ができており、支援や急病等に対して本部を含めた関係機関と連携し、適切に対応できている。在宅サービスセンターの行事や地域主催の行事などを案内し、入居者と地域の交流も図られている。建物の管理に関しては、法人営繕担当が適切に対応し、施設の維持管理に努めている。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立東品川わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立東品川わかくさ荘
- (2) 所在地 東京都品川区東品川三丁目1番5号

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人福栄会
- (2) 所在地 品川区東品川三丁目1番8号
- (3) 代表者 理事長 野村 寛

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理由

社会福祉法人としての専門知識を活用し入居者に対してきめ細かな対応ができていなど実績等を評価した場合、引き続き指定することが合理的と認められる。また、現行の指定管理者が運営している在宅介護支援センター等の施設と同一敷地、建物内にあるため高齢者住宅と一体的に効率よく運営ができることから、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

- 委員長：企画部長
- 委員：有識者2名
- 委員：福祉部長

委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長
委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：都市環境部住宅課長

6 選定理由

法人本部と同一敷地にあるメリットが生かされ、様々な行事・サービス、地域情報の案内などが活発に行われている。また、本部との連携による魅力ある住まいづくりや住宅の老朽化予防に向けた環境整備に取り組み、入居者の安否確認や緊急時の対応が適切に行われ、日々施設の適切な維持管理および運営がなされている。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立大井倉田わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 品川区立大井倉田わかくさ荘
- (2) 所在地 東京都品川区大井四丁目14番8号

2 指定管理者候補者

- (1) 名 称 社会福祉法人品川総合福祉センター
- (2) 所在地 東京都品川区八潮五丁目1番1号
- (3) 代表者 理事長 永田 元

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理由

社会福祉法人としての専門知識を活用し入居者に対してきめ細かな対応ができているなど実績等を評価した場合、引き続き指定することが合理的と認められる。

また、現行の指定管理者が運営している在宅介護支援センター等の施設と同一敷地内にあるため高齢者住宅と一体的に効率性よく運営ができることから、現行の指定管理者を指定管理者候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：企画部長

委員：福祉部長
委員：子ども未来部子育て応援課長
委員：福祉部高齢者福祉課長
委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：都市環境部住宅課長

6 選定理由

入居者が高齢化する中で、ニーズに即した対応ができており、支援や急病等に対しても本部を含めた関係機関と連携し、適切に対応できている。防災訓練の実施等、安全管理に対する配慮がなされ、機器の保守点検や工事の委託内容・請負業者を定期的に見直すなど、管理経費の縮減に向けた努力もなされている。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立北品川つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立北品川つばさの家

所在地：東京都品川区北品川三丁目7番21号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 げんき

所在地：東京都品川区東大井五丁目23番9-113号

代表者：理事長 杉本 照夫

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人げんきを指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

障害福祉サービスを提供する施設については、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容を踏まえ、利用者・家族の意思により選択されていることや継続利用の中で心身の状態の変化や高齢化、障害特性により支援の個別性など、サービスの質を確保する点について、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人げんきは、長年安定的な運営・管理を行っており、障害福祉サービスの提供にあたっては利用者や家族からの要望を積極的に把握する機会を設け、サービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して障害福祉サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：企画部長

委員：有識者2名

委員：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部障害者福祉課長

委員：福祉部障害者施策推進担当課長

6 選定理由

(1) 障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と緊密に連携し障害者福祉へ寄与した実績のある法人である。

(2) 利用者の心身状況や障害特性に配慮し安定した生活支援を行い、信頼関係を構築している。

(3) 利用者の希望に応じた行事を毎月実施するなど、利用者満足度の高い運営を行ってきた実績が認められる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立西大井つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立西大井つばさの家

所在地：東京都品川区西大井五丁目7番24号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会

所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号

代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

障害福祉サービスを提供する施設については、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容を踏まえ、利用者・家族の意思により選択されていることや継続利用の中で心身の状態の変化や高齢化、障害特性により支援の個別性など、サービスの質を確保する点について、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会は、長年安定的な運営・管理を行っており、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態や障害特性をもとにサービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して障害福祉サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：福祉部福祉計画課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：福祉部障害者施策推進担当課長

6 選定理由

- (1) 障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と緊密に連携し障害者福祉へ寄与した実績のある法人である。
- (2) 利用者の心身状況や障害特性に配慮したうえで、ADL・IADLの維持向上のための生活支援を行い、質の高い支援を実施している。
- (3) 利用者の健康管理や食事についても細やかな配慮がみられ、利用者満足度の高い運営の実績が認められる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立西大井福祉園の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立西大井福祉園

所在地：東京都品川区西大井五丁目7番24号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会

所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号

代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

障害福祉サービスを提供する施設については、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容を踏まえ、利用者・家族の意思により選択されていることや継続利用の中で心身の状態の変化や高齢化、障害特性により支援の個別性など、サービスの質を確保する点について、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会は、長年安定的な運営・管理を行っており、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態や障害特性をもとにサービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して障害福祉サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：企画部長

委員：有識者2名

委員：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部障害者福祉課長

委員：福祉部障害者施策推進担当課長

6 選定理由

(1) 障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と緊密に連携し障害者福祉へ寄与した実績のある法人である。

(2) 利用者の心身状況や障害特性に配慮したうえで、ADL・IADLの維持向上のため活動や園内生活を工夫している。また、利用者に適切な支援が出来るように知識・技術の向上を図っている。

(3) 利用者の家族支援にも注力し、利用者だけでなく家族の状況や環境の変化に応じて関係機関と連携しながら課題解決を図っており、利用者・家族の満足度の高い運営の実績が認められる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立かがやき園の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立かがやき園

所在地：東京都品川区西大井六丁目2番14号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会

所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号

代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」および「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会を指定管理者候補者として選定し審査を行った。

(2) 理 由

障害福祉サービスを提供する施設については、当該施設の運営法人の運営理念や提供されるサービス内容を踏まえ、利用者・家族の意思により選択されていることや継続利用の中で心身の状態の変化や高齢化、障害特性により支援の個別性など、サービスの質を確保する点について、利用者と施設との関係性や利用者の意思を尊重したサービス内容の連続性などを重視する必要がある。

現行の指定管理者である社会福祉法人福栄会は、長年安定的な運営・管理を行っており、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態や障害特性をもとにサービスの見直しを随時行うなど相当の期間を要して利用者等との信頼関係を構築してきた。

以上のことから、引き続き利用者が安心して障害福祉サービスの利用を継続することができるかと判断したため、現行の指定管理者を候補者として選定した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選考基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：企画部長
委員：福祉部長
委員：福祉部福祉計画課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：福祉部障害者施策推進担当課長

6 選定理由

- (1) 障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と緊密に連携し障害者福祉へ寄与した実績のある法人である。
- (2) 利用者の重度化・高齢化に対応するため、介護量に合わせた職員配置の調整している。また、機能低下による二次障害の予防に取り組むなど長期的な視点で利用者を支援する体制を整備している。
- (3) 近隣の施設と連携し、地域交流事業を積極的に実施するなど地域と協調した施設運営の実績が認められる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。